

平成29年10月1日から

広島労働局雇用保険電子申請事務センターを 設置します!

現在、広島県内各ハローワークの窓口で行っている雇用保険電子申請事務手続きについて事務処理を迅速に行うため、平成29年10月1日から「広島労働局雇用保険電子申請事務センター」において集中化して行います。

- **手続き方法に変更はありません。申請先も従来と変更なく、管轄ハローワークです。**

電子申請画面(基本情報画面)の申請先は管轄ハローワークを選択してください。

- **届出内容について当センターまたはハローワークから連絡する場合があります。**

次の電子申請手続きの処理状況についての問い合わせ先は当センターとなります。

- ① 雇用保険被保険者関係 (取得届、喪失届、離職票交付等)
- ② 雇用保険継続給付関係 (高年齢雇用継続給付、育児休業給付(H30.1.1開始予定)、介護休業給付)

※ 「ハローワーク広島」及び「ハローワーク福山」を申請先とする①及び②に関する処理は、9月1日以降当センターで行いますので、処理状況については当センターにお問い合わせください。

※ 10月1日以降は広島県内全ハローワーク分の①及び②に関する電子申請を取扱いますので、処理状況に関するお問い合わせ先は当センターとなります。

①及び②以外の電子申請手続きについては引き続き管轄ハローワークにお問い合わせください。

ご注意ください

- 届出内容の確認書類について、以前提出したことのある書類であっても届出の都度添付してください。
(例: 定年退職の場合の被保険者資格喪失手続き→就業規則の定年規定(写し))
- 記載内容に誤りや不備がある場合は、「修正指示」により届出の再提出をお願いする場合があります。
- 広島県内の電子申請の処理日数が平準化されます。
処理日数が平準化されることにより、一部の申請については現在より手続きに時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。

雇用保険事務手続きには電子申請をご活用ください!!

広島労働局雇用保険電子申請事務センター

〒730-0013 広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル4F

広島労働局職業安定部職業安定課内

電話 082-554-0633

FAX 082-554-0632



広島労働局職業安定部職業安定課

公共職業安定所(ハローワーク)

広島労働局雇用保険電子申請事務センターに 対するよくあるご質問について

Q 雇用保険電子申請事務センターで取扱う届出はどのようなものがありますか。

A 当センターでは、原則として適用事業所関係業務及び給付関係業務を除く雇用保険関係の電子申請を取扱います。ただし、直前に雇用されていた事業所からの離職手続きが遅れ今回の取得届が処理できない場合や6か月以上溯って取得届が提出された場合、離職票の訂正・補正等の手続きについては従来通り管轄ハローワークが取扱います。

なお、いずれの電子申請手続きの場合も手続方法や届出先ハローワークについては、従来と変更ありませんが、手続きや処理状況によって当センター又は管轄ハローワークからご連絡する場合があります。処理状況等についてのお問い合わせ先が異なるのでご了承ください。

【広島労働局雇用保険電子申請センターが行う主な雇用保険関係の電子申請手続き】

- ①雇用保険被保険者関係（取得届、喪失届、離職票交付等）
- ②雇用保険継続給付関係（高年齢雇用継続給付、育児休業給付(H 30.1.1開始予定)、介護休業給付）

【管轄ハローワークで行う雇用保険関係の電子申請手続き】

- ①雇用保険事業所設置届、廃止届、事業所に関する各種変更届
- ②雇用保険非該当承認の申請
- ③被保険者に関する届出に関する訂正、取消、再交付等の手続き
- ④雇用保険失業給付に伴う再就職手当等各種給付金、教育訓練給付の申請 等

Q 既に電子申請で手続終了したもののうち申請内容に誤りがありました。訂正手続きを電子申請で行いたいのですが、可能ですか。また、報告先は、管轄ハローワークですか。雇用保険電子申請事務センターですか。

A e-Govの電子申請システムでは雇用保険に関する「訂正手続き」ができません。したがって、原則、管轄ハローワークに訂正等について報告していただき、管轄ハローワークが訂正手続きに対応することとなりますので管轄ハローワークへご連絡ください。

Q 送信した電子申請を取下げたいのですが、どのようにすればよいでしょうか。

A 審査終了になるまでの間であれば、e-Govの電子申請システムで取下げが可能です。申請取下げの方法については、e-Govの電子申請システムの状況確認画面から行ってください。

Q 電子申請に必要な添付資料を添付し忘れしました。どうすればよいですか。

A 添付資料の不足、記載漏れ、管轄ハローワークを誤って申請された場合などについては、電話等により簡単に補正できるものを除いて、原則として「修正指示」により理由を付した上で返戻することとなります。その場合は、再度届け出いただくこととなります。添付漏れには十分ご注意ください。

Q 労働保険関係手続きの電子申請は雇用保険電子申請事務センターに問い合わせるのですか。

A 労働保険関係については、管轄ハローワーク又は監督署で行っています。労働保険の届出の審査状況などはそちらへお問い合わせください。

